

## H19.3～H22.3 木曾三川下流部船舶対策協議会開催状況及び不法係留船対策状況

平成19年3月16日	幹事会	協議会設置の趣旨
平成20年2月15日	<b>第1回協議会</b>	不法係留船の現状と問題点
平成20年 6月26日	<b>第2回協議会</b>	現地視察、漁船とプレジャーボートの線引き
平成21年 1月16日	第1回勉強会	不法係留船の問題点と対策の流れ
平成21年 2月26日	第2回勉強会	基本方針(案)
21. 3. 13 ブースター船	監督処分	
平成21年 3月19日	<b>第3回協議会</b>	基本方針(案)、大型作業船の是正措置
21. 4. 15 ブースター船	戒告書送付(行政代執行法)	
21. 5. 14 ブースター船	自主撤去開始	
21. 8. 10 ブースター船	自主撤去終了	
平成21年11月26日	幹事会	第4回協議会に向けて
平成21年12月17日	<b>第4回協議会</b>	早急に対応が必要な案件、船舶対策計画の策定
22. 1. 25 下坂手変形護岸	簡易代執行公告	
22. 3. 9～15 下坂手	簡易代執行	船舶32 船台1を撤去・保管
22. 3. 29 下坂手	全船舶、工作物撤去確認	

## H22.4~H23.9 木曾三川下流部船舶対策協議会開催状況及び不法係留船対策状況

平成22年 6月14日	幹事会	第5回協議会に向けて
平成22年 6月28日	<b>第5回協議会</b>	本年度スケジュール、 不法係留船対策計画(素案)
22. 9. 29 松之木	簡易代執行公告	
平成22年11月17日	幹事会	強制的撤去措置(松之木・西川)、 Ver.221117不法係留船対策に係る計画書
22. 11. 30 西川	簡易代執行公告	
22. 12. 1 松之木	行政代執行令書	
22. 12. 7 松之木	簡易代執行	船舶を9隻撤去
22. 12. 8 松之木	行政代執行	船舶を7隻撤去
23. 1. 19 西川 ~20	簡易代執行	船舶を12隻撤去
平成23年2月24日	幹事会	H23年度強制的撤去措置(ケレップ水制群)、 Ver.230224不法係留船対策に係る計画書
平成23年3月16日	<b>第6回協議会</b>	H23年度強制的撤去措置(ケレップ水制群)、 不法係留船対策に係る計画書
23. 6. 22 策定	木曾三川下流部 不法係留船対策に係る計画書	
23. 6. 22 ケレップ水制群	重点的撤去区域公示	
23. 9. 13 ケレップ水制群	簡易代執行公告①	

## H23.10～H24.2 木曾三川下流部船舶対策協議会開催状況及び不法係留船対策状況

平成23年10月19日 幹事会 H23年度強制的撤去措置(ケレップ水制群)、  
H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先)

23. 11. 24ケレップ水制群 簡易代執行公告②

23. 12. 7 ケレップ水制群 簡易代執行①

船舶3隻を撤去

24. 2. 1 ケレップ水制群 簡易代執行②

船舶1隻を撤去

平成24年2月23日 **第7回協議会**

H23年度強制的撤去措置(ケレップ水制群)  
H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先)  
H26～27年度強制的撤去措置(油島地先)  
船頭平暫定係留施設占用廃止(H27.3.31)  
変形護岸整理集約(H23～27年度)

24. 4. 11 船頭平木曾川水路及び西川地先 重点的撤去区域公示

平成24年10月23日 幹事会

H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先)  
Ver.241023不法係留船対策に係る計画書

平成25年2月22日 **第8回協議会**

H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先)  
H26～27年度強制的撤去措置(油島地先)  
船頭平暫定係留施設占用廃止(H27.3.31)  
変形護岸整理集約(H24～27年度)

【事務所管内】係留船舶等の現状

H23年度調査

係留船舶数 1,275隻 (H18比較▲203)

うち、無許可船舶 548隻 (▲156)  
許可船舶 (変形護岸や防災棧橋に係留を認めたもの) 727隻 (▲47)

1,275隻のうち、  
漁船等生業船760(▲204) 生業船以外515(+1)

漁船等  
生業船  
272隻(▲150)  
生業船  
以外  
276隻(▲6)

漁船等  
生業船  
488隻(▲54)  
生業船以外  
239隻(+7)

棧橋

国の設置した棧橋(防災棧橋) 6箇所(±0)

不法棧橋 68箇所(▲56)

# H21年度 不法係留船舶対策箇所【行政代執行手続き、簡易代執行】

## ブースター船



長良川左岸12km付近に係留

【経緯】  
長良川河口堰運用開始後の浚渫工事に従事した作業台船。

全長47m、幅約15mで32klのA重油を積載。

老朽化が進み、沈没や燃料油流出のおそれがあった。



ブースター船



自主撤去(解体)

21.3月 監督処分 (河川法第75条第1項)  
21.4月 戒告書交付 (行政代執行法第3条第1項)  
21.5月 自主撤去開始  
21.8.10 撤去作業終了

## 下坂手 変形護岸



長良川左岸9.4km付近  
下坂手変形護岸

【経緯】  
本来の使用者がいなくなったことからH19年度末に占用廃止

撤去指導を継続して実施するが是正されず

H21年には台風18号により船が転覆・沈没



21.9時点 85隻確認

22.3.9~15  
簡易代執行実施(32隻、船台1)



撤去作業



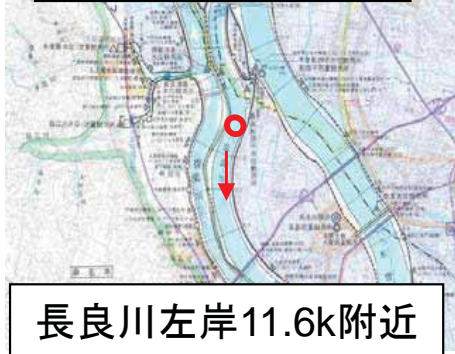
長良川

撤去完了後



# H22年度 不法係留船舶対策箇所【簡易代執行 行政代執行】

## 松之木 変形護岸 (一部)



【経緯】  
21.10月の台風18号  
で船が沈没、所有者  
は是正指示に従わず  
放置

22.3月に水質事故発  
生(沈没船から油流  
出)し、緊急的に河川  
管理者が引き上げ

22.4月一部占用廃止  
22.9月監督処分・  
簡易代執行公告  
22.11月戒告書交付  
22.12月代執行令書



## 西川地区 (ワンド)



【経緯】  
当該場所は所有者不  
明の不法係留船が、  
長年に亘り多数放置  
(21.4月時点で40隻)

日常管理ができてい  
ない船がほとんどで  
あり、油流出による  
水質事故や洪水時  
に流出するおそれ  
があった

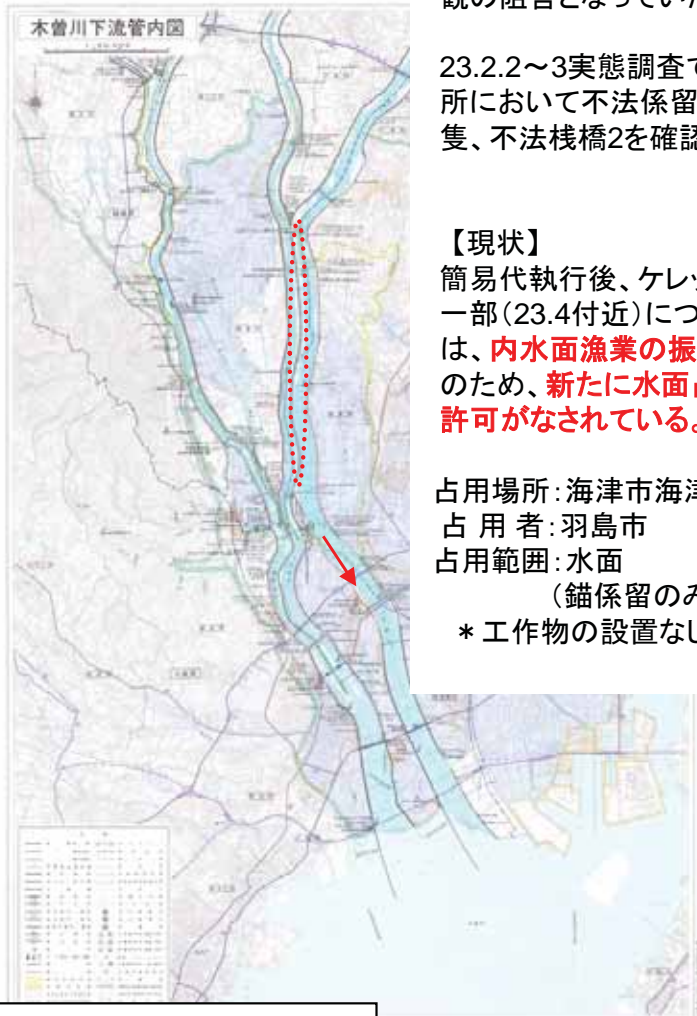
22.11月  
簡易代執行公告





# H23年度 不法係留船対策箇所(簡易代執行【2回】)

## ケレップ 水制群



木曽川右岸  
16.4～23.8km附近

【経緯】  
沈・廃船を含め、管理がなされていない船が多数あり、出水時の流出や油漏れなどの恐れがあるほか、景観の阻害となっていた。

23.2.2～3実態調査で12箇所において不法係留船57隻、不法棧橋2を確認。

【現状】  
簡易代執行後、ケレップの一部(23.4付近)については、**内水面漁業の振興等**のため、**新たに水面占用許可がなされている。**

占用場所: 海津市海津町  
占用者: 羽島市  
占用範囲: 水面  
(錨係留のみ)  
\* 工作物の設置なし



撤去作業  
(陸揚げ)



23.12.7 簡易代執行①  
3隻撤去  
24.2.1 簡易代執行②  
1隻撤去



# ケレップ水制簡易代執行後の状況

平成24年4月1日付 占用許可

## 【占用許可概要】

占用場所 木曾川 右岸 23.4k+100m (海津市海津町成戸地先)

占用者 羽島市長

占用の態様等 船舶(10隻)の係留(錨係留のみ) 水面占用 410m<sup>2</sup>

※木曾川の東海大橋から上流の馬飼頭首工までの区間において、操業を行っている漁業協同組合員の8割が占用場所周辺で操業しており、従前、不用船の放置や棧橋設置等行ってきたが、前年の簡易代執行や撤去指導による自主撤去を実施された。操業者は当該場所に近い羽島市桑原町在住者が多く、羽島市内では係留に適する場所も他に確保できない現状であり、操業実態及び日常の船の管理、出水時における船の移動、内水面漁業の振興等から占用許可申請がなれた。

簡易代執行前(H22.9)



占用許可後の係留状況(H24.8)





# H24～25年度 不法係留船対策箇所 (H24.4月に重点的撤去区域公示)

## 船頭平木曾川水路 及び西川地先



木曾川右岸  
10.8～11.2km  
12.4～12.6km附近

### 【船頭平閘門】

重要文化財(平成12年)。明治時代の河川工事により木曾川と長良川を往来できるようにした閘門(復門式門扉)明治35年に完成。不法係留船の存する木曾川水路が接続している。

### 【不法係留の状況】

24.9.26の実態調査において、船頭平木曾川水路(58隻・棧橋12)西川地先(7隻・棧橋4基)を確認した。

### 【河川管理上の支障】

船頭平木曾川水路の12.6km附近は沈・廃船を含め管理がされていない船が放置されている。同水路12.4km附近及び西川地先は漁船が多数を占め、出水時の流出や油漏れなどの恐れがあるほか、12.4km附近は不法係留により水路幅が狭くなっており船頭平閘門を通航する船舶の通航の阻害となっている。



河川法に基づく是正指示及び命令によっても撤去がされない場合、H25.12月に強制的撤去措置(簡易及び行政代執行)を行う。



# Ver.250222 H24～25年度 不法係留船舶対策スケジュール

平成24年度

平成25年度

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

木曾三川下流部  
船舶対策協議会

幹事会

協議会

- 幹事会及び協議会内容
- ・船頭平木曾川水路+西川地先(本川)撤去対策
  - ・油島地先撤去対策
  - ・船頭平暫定係留施設占用廃止
  - ・変形護岸整理集約

24.10月  
幹事会

25.2月  
第8回  
協議会

25.5月  
幹事会

25.10月  
幹事会

- 幹事会及び協議会内容
- ・船頭平木曾川水路+西川地先(本川)撤去対策
  - ・油島地先撤去対策
  - ・船頭平暫定係留施設占用廃止
  - ・変形護岸整理集約

26.2月  
第9回  
協議会

船頭平木曾川水路  
+  
西川地先

撤去対策等

生業船(漁船)

4月 重点的撤去区域公示

4月 警告看板設置

7月  
廃船認定

25年2月  
廃船撤去

6月  
指示書

8月  
指示書

9月  
監督処分

12月  
行政代執行

9月  
簡易代執行  
公告

12月  
簡易代執行

## 撤去指導(船舶及び不法工作物)

- 変形護岸に使用許可を持っている船は、当該変形護岸へ自主撤去。
- " " に使用許可を持っていない生業船は、自ら係留場所を確保(例:係留可能な既設変形護岸)  
※船舶対策計画書→変形護岸に許可係留できる船を定義、変形護岸の適正管理、整理・集約を実施

凡例

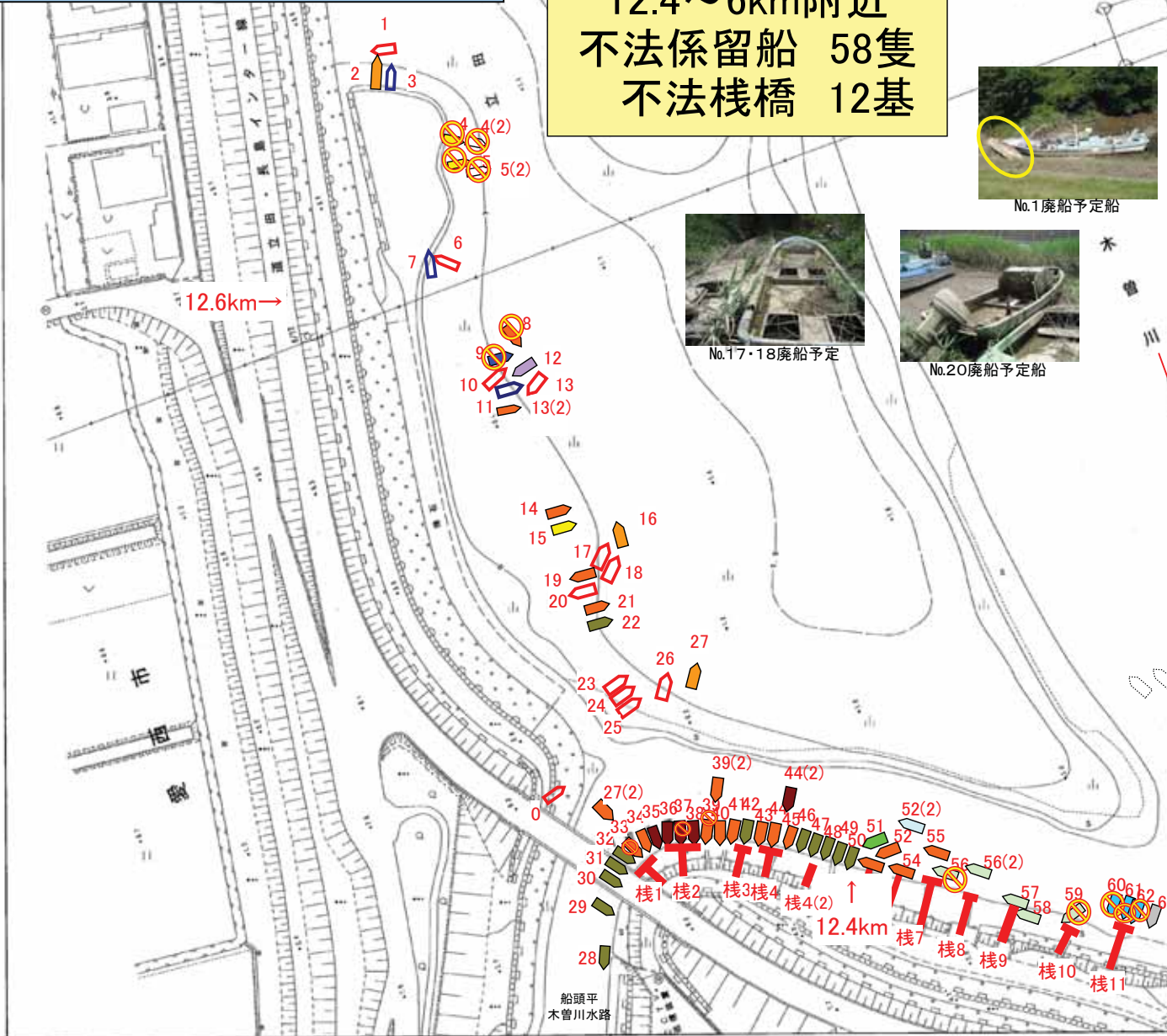
実線 実施済み

破線 予定



【船頭平木曾川水路】  
船舶等位置図 24.9.26

木曾川右岸  
12.4~6km附近  
不法係留船 58隻  
不法栈橋 12基



所属別隻数(除く栈橋)




	A	1
	B	1
	C	1
	D	4
	E	1
	F	4
	G	12
	所属不明	19
	自主撤去予定船舶	3
	廃船予定船舶	12

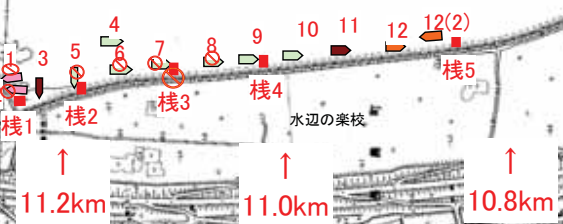
【西川地先】  
船舶等位置図 24.9.26

木曾川右岸  
10.8~11.2km附近  
不法係留船 7隻  
不法棧橋 4基

木曾川 →

所属別隻数(除く棧橋)

	D	3
	F	2
	所属不明	2



木曾川

12





平成23年2月の状況

平成24年度廃船処理対象区域



平成25年2月の状況

廃船処理状況(平成25年2月12日 14時)

坂路先端部より上流を望む



廃船予定船: No.1・No.6

①



廃船予定船: No.13

廃船予定船: No.17・No.18・No.20



廃船予定船: No.10

自主撤去予定船: No.11  
※自主撤去済み(No.3、No.7)

②



廃船予定船: No.23・No.24・No.25・No.26

③

廃船予定船: No.0





# 木曾三川下流部 不法係留船対策に係る計画書（H23.6.22策定）

【概要】「木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書」 I の3. (1)(ア)(イ)

## 変形護岸許可係留対象船舶の扱い

木曾三川下流部における変形護岸に許可係留できる船舶は、船を利用した生業の維持及び河川管理上の観点から、下記(ア)(イ)に合致し「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」とする。



### (ア) 漁船

漁業協同組合もしくは漁業生産組合に所属する組合員が所有し必要な法定点検を受けている船であり、漁船登録に該当する船は登録済みのもの。小型船舶登録に該当する船は登録済みのもの。漁船及び小型船舶登録や船舶検査に該当しない船は漁業協同組合もしくは漁業生産組合の管理責任において認めたもの。

### (イ) 漁船以外の生業船

関係する法律の許可、届出や登録等がされている、遊漁船業船、定期航路船・貨物船・遊覧船等の業務用船、起重機・作業船等の特殊船とする。

変形護岸許可係留対象船舶は(ア)(イ)に合致し、  
「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」

#### (ア) 漁船

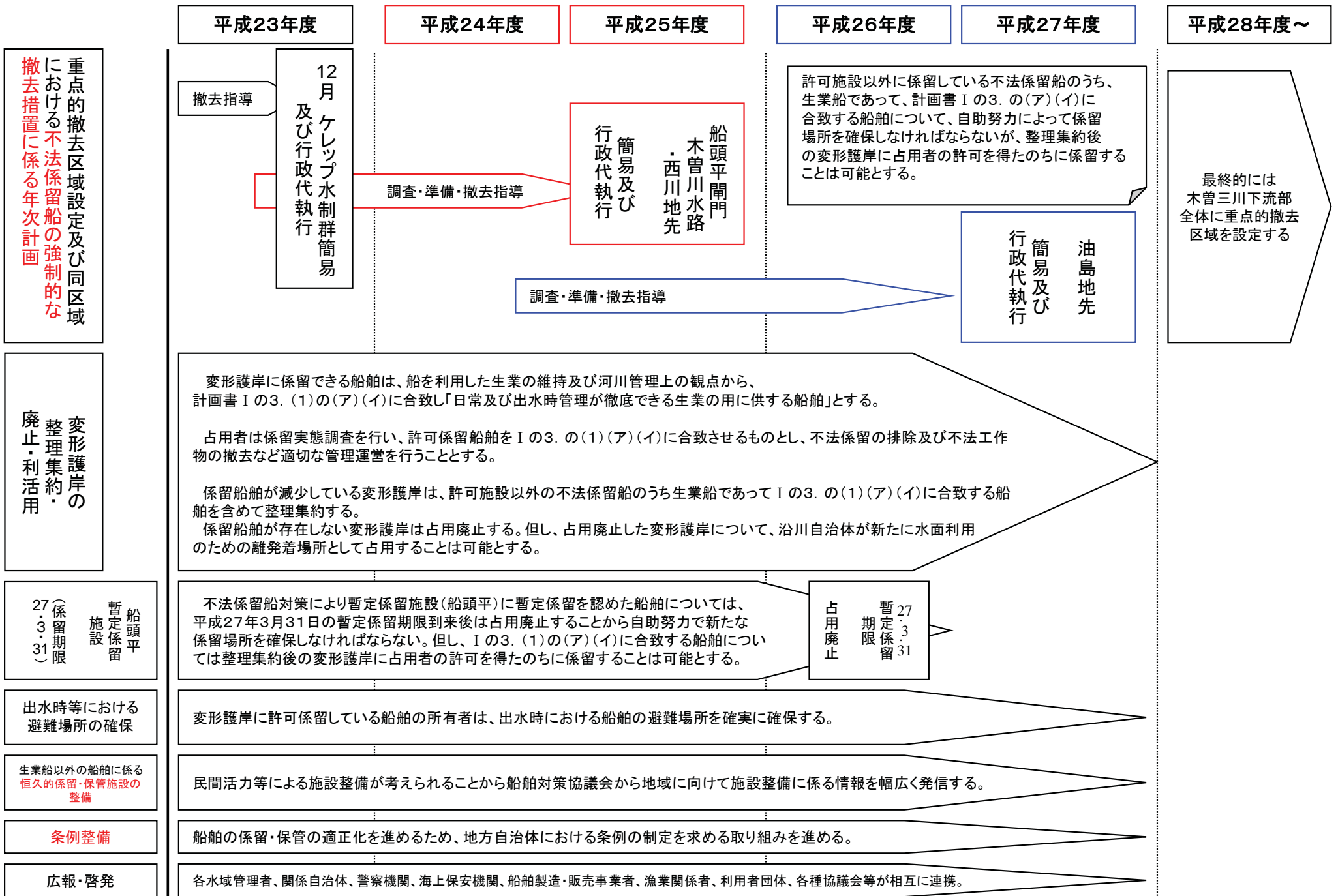
漁業協同組合もしくは漁業生産組合に所属する組合員が所有する船舶

#### (イ) 漁船以外の生業船

関係する法律の許可、届出や登録等がされている、遊漁船業船、定期航路船・貨物船等の業務用船、起重機・作業船等の特殊船

# 木曾三川下流部 不法係留船対策に係る計画書（H23.6.22策定）

## 計画書 フローチャート





# H26～27年度 不法係留船対策箇所（H26.4月に重点的撤去区域公示）

## 油島地先 （海津市）



揖斐川左岸  
13.6km(治水神社)～  
14.6km(大江樋門)附近

### 【不法係留実態】

不法係留船の数が多く、所有者不明の割合が高い。

### H18年調査

不法係留船76隻(所有者不明40、判明36)不法棧橋7

### 【河川管理上の支障】

中州が前面にあるが、H14年及びH16年洪水では中州が長時間に亘り水没しており、船や棧橋が流出した場合は橋梁に引っかかり流下阻害を引き起こしたり、河川管理施設にぶつかり損傷を与える恐れがある。

治水神社等の歴史建造物、国の史跡である千本松原、木曾三川公園の近隣であり景観上の阻害となっている。

### 【治水神社】

宝暦治水工事(1755年)の責任者、薩摩藩家老平田鞠負(ひらたゆきえ)を祭神とする神社。

### 【千本松原】

薩摩義士が治水工事の完成直後に千本の日向松の苗を揖斐川長良川分流堤に植えたものと伝えられている。国の史跡。



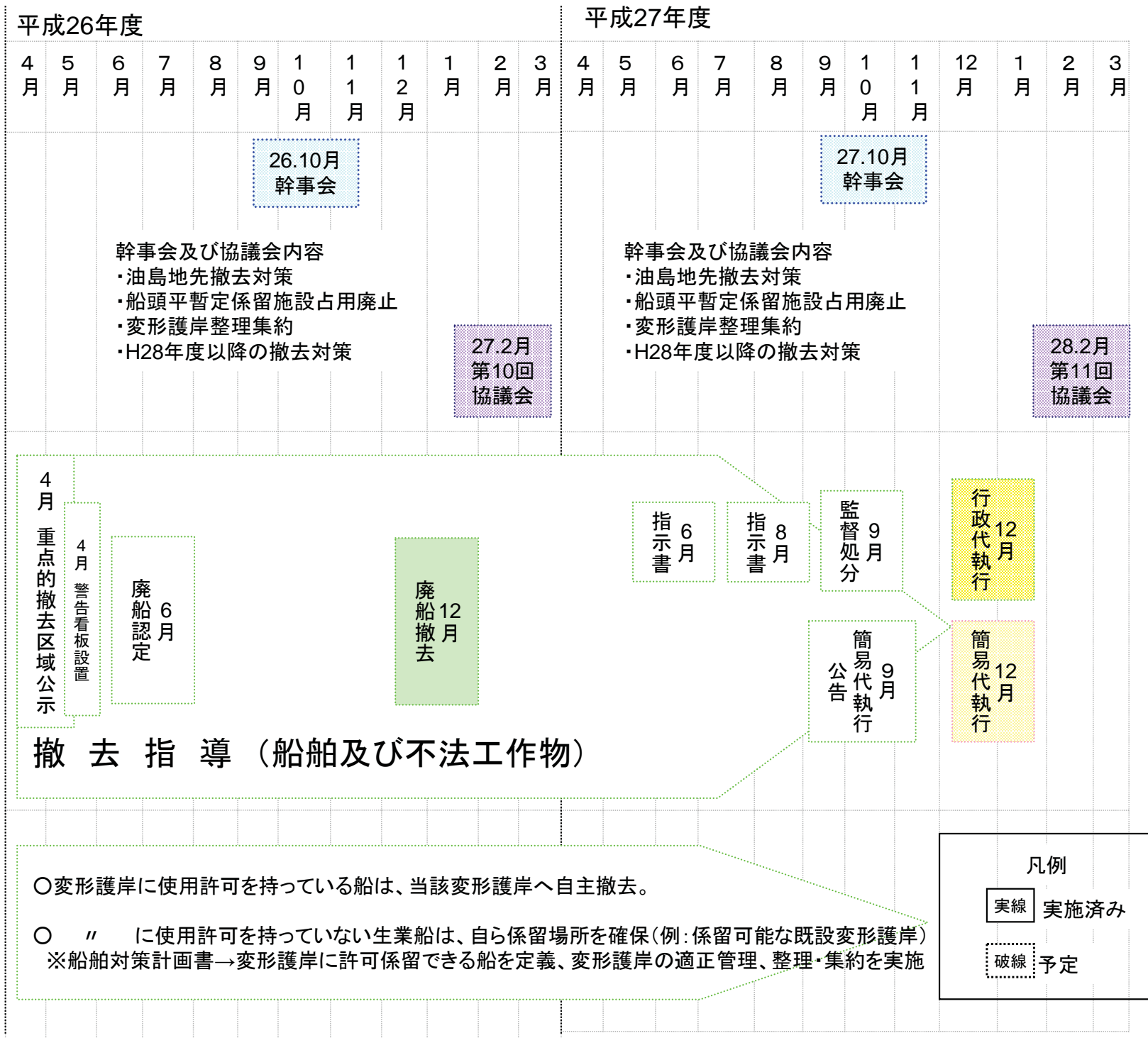
揖斐川左岸  
13.6～14.0km  
附近



揖斐川左岸  
14.0～14.6km  
附近

河川法に基づく是正指示及び命令によっても撤去がされない場合、H27.12月に強制的撤去措置(簡易及び行政代執行)を行う。

# Ver.250222 H26~27年度 不法係留船舶対策スケジュール



木曾三川下流部  
船舶対策協議会  
幹事会  
協議会

油島地先  
撤去対策等  
生業船(漁船)

係留実態及び所有者調査

## 撤去指導 (船舶及び不法工作物)

- 変形護岸に使用許可を持っている船は、当該変形護岸へ自主撤去。
- " " に使用許可を持っていない生業船は、自ら係留場所を確保(例:係留可能な既設変形護岸)  
※船舶対策計画書→変形護岸に許可係留できる船を定義、変形護岸の適正管理、整理・集約を実施

凡例

- 実線 実施済み
- 破線 予定



# 船頭平暫定係留施設占用廃止について（占用許可期限 H27.3.31）

## 船頭平 暫定 係留施設



長良川左岸  
11.8km附近  
(船頭平閘門長良川水路)

### 【不法占用及び 撤去指導経緯】

S55年頃から台船6隻を利用した浮き棧橋を不法に設置し、約90隻を係留させ料金を徴収し収益を上げていた者がいた。

H13～14 指示書、弁明通知、監督処分(1回目)

H16 監督処分(2回目)、所有権放棄書提出。

### 【船頭平長良川水路係留対策協議会】

H15.7設置、4回開催

- ①不法占用工作物を撤去したのちに防災用船着き場(緊急時の避難ルート及び輸ルートの確保)を設置。
- ②防災用船着き場は平常時、暫定係留施設として利用。
- ③暫定係留施設に係留できる船は、河川管理者の調査により船頭平長良川水路内への不法係留が確認されている船に限定。
- ④暫定係留施設は地元自治体2団体で協議会(船頭平地区環境整備協議会)を設立し、占用許可を受けて管理。
- ⑤係留料金は有料。※漁船は除く。

### 【防災対策工事】

H16.7～H17.3 暫定係留施設と効用を兼ねた防災船着き場を設置(A～D棧橋)

### 【管理に係る経緯】

- ①防災棧橋  
河川管理者直轄管理(H17.4～管理委託)
- ②暫定係留施設  
H17.7船頭平地区環境整備協議会がA～C棧橋の係留に係る水面占用許可を受ける。(占用期限H27.3.31)  
使用許可係留者は使用規則を厳守。

### 【木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書】

- ・H27.3.31をもって暫定係留施設を占用廃止する。
- ・占用廃止により、暫定係留船舶は速やかに自主退去し、自ら係留保管先を確保するものとする。
- 生業船(漁船等)については既設変形護岸占用者の許可を得たのち変形護岸に係留することは可能。生業船以外は民間マリーナ等に自ら係留保管場所を確保する。



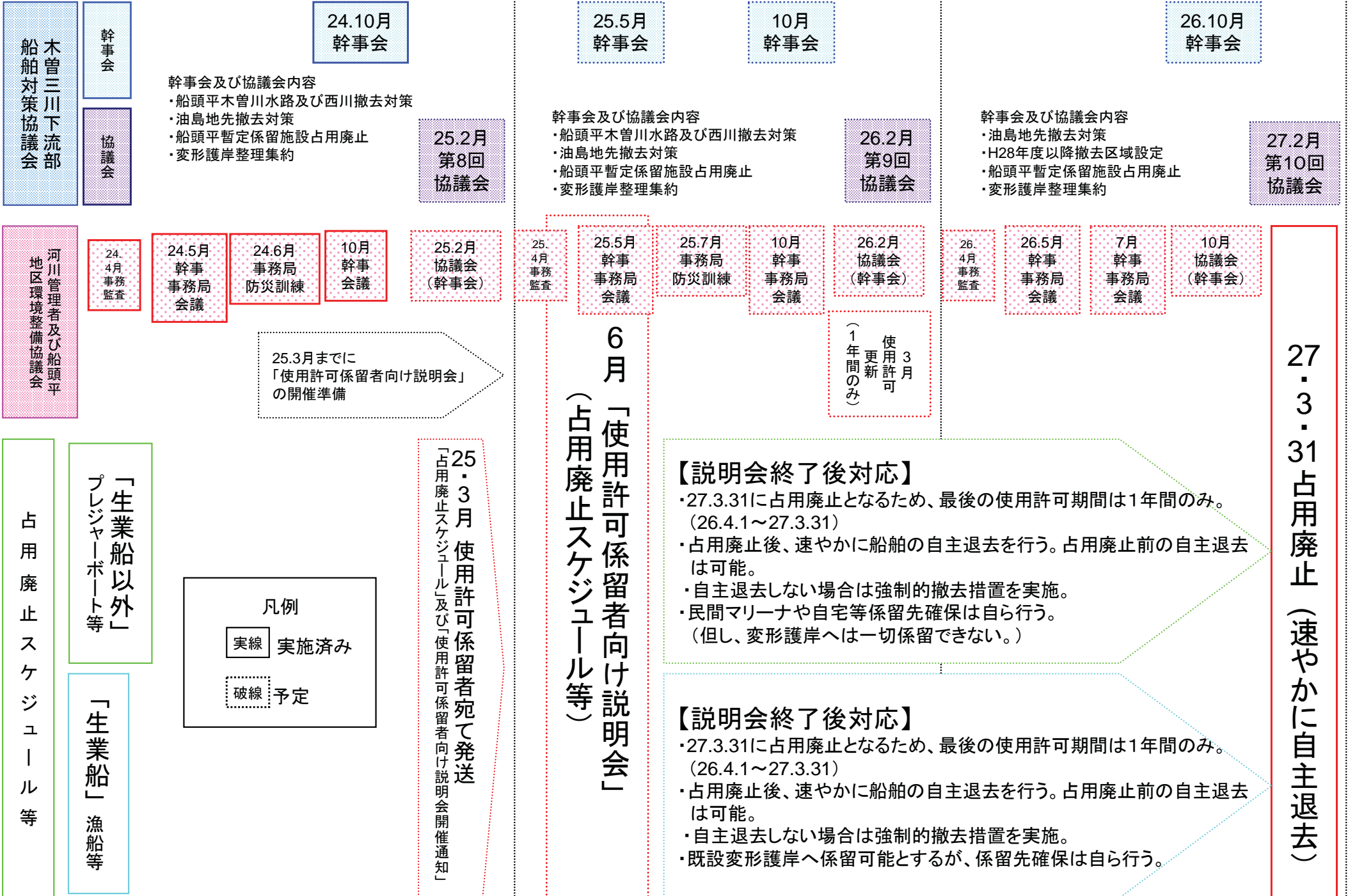
# Ver.250222 船頭平暫定係留施設占用廃止スケジュール

木曾川下流河川事務所

平成24年度

平成25年度

平成26年度





## 木曾三川下流部 変形護岸整理集約(H24~27年度実施)について



### 【変形護岸】

河川改修時等において生業船等の係留場所として35箇所を設置。  
 占有主体は市町、管理は漁協等が行っている。  
 現在、許可係留船舶の不存在、無許可使用の増加、不法工作物の設置や油流出等の水質事故等が課題となっている。  
 35箇所のうち2箇所について不法係留船対策として簡易及び行政代執行を実施し、再係留防止策を講じた。  
 H23.6月に「木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書」を策定し、**年次計画(H23~27)**

木曾三川下流部における不法係留船舶対策に係る計画書」において  
 変形護岸に使用許可を得て係留できる船舶を定義

「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」

(ア)漁船

(イ)漁船以外の生業船

# Ver.250222 H24~27年度 変形護岸整理集約スケジュール

木曾川下流河川事務所

木曾三川下流部  
船舶対策協議会

幹事会

協議会

## 平成24年度

24.10月  
幹事会

- 幹事会及び協議会内容
- ・船頭平木曾川水路及び西川撤去対策
  - ・油島地先撤去対策
  - ・船頭平暫定係留施設占用廃止
  - ・変形護岸整理集約

25.2月  
第8回  
協議会

## 平成25年度

25.5月  
幹事会

10月  
幹事会

- 幹事会及び協議会内容
- ・船頭平木曾川水路及び西川撤去対策
  - ・油島地先撤去対策
  - ・船頭平暫定係留施設占用廃止
  - ・変形護岸整理集約

26.2月  
第9回  
協議会

## 平成26年度

26.10月  
幹事会

- 幹事会及び協議会内容
- ・油島地先撤去対策
  - ・H28年度以降撤去区域設定
  - ・船頭平暫定係留施設占用廃止
  - ・変形護岸整理集約

27.2月  
第10回  
協議会

## 平成27年度

27.10月  
幹事会

- 幹事会及び協議会内容
- ・油島地先撤去対策
  - ・H28年度以降撤去区域設定
  - ・変形護岸整理集約

28.2月  
第11回  
協議会

平成23年度

24.5~10月  
実施計画(案)を作成  
占用者は整理集約

24.10~25.3月  
占用者から管理者  
(漁協・地元等)へ事前説明を実施

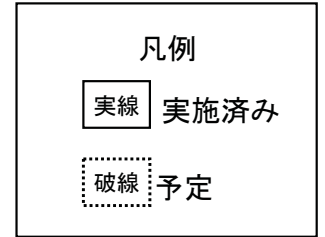
24.10~26.3月にかけて整理集約を実施  
木曾川左岸(愛西市) 松田、小家、田尻、後江

24.10~26.3月にかけて整理集約を実施  
木曾川右岸(桑名市) 鎌ヶ地

24.10~26.3月にかけて整理集約を実施  
長良川左岸(桑名市) №8松之木、№1杉江、  
№2下坂手、№3下坂手

26.3月までに  
占用者は整理  
集約実施計画  
を作成  
占用者から管  
理者へ事前説明

←H24~25年度強制的撤去措置  
(船頭平木曾川水路及び西川  
地先)に係る生業船の係留先自  
主確保の動きと連動させる。



26.4~28.3月にかけて  
整理集約を実施  
木曾川左岸(愛西市) 塩田

26.4~28.3月にかけて整理集約を実施  
長良川左岸(桑名市) №9千倉、№10西外面、№5西外面、№6西外面、  
№7十日外面、№11駒江、№12駒江

25.4~28.3月にかけて整理集約を実施  
揖斐川右岸(桑名市) 上之輪、上之輪新田、下深谷部(城の堀)、下深谷部(野球場前)、上之郷

25.4~27.3月にかけて整理集約を実施  
揖斐川左岸(海津市) 今尾

25.4~27.3月にかけて整理集約を実施  
長良川右岸(海津市) 海津№1~№10

25.4~28.3月にかけて整理集約を実施  
木曾川左岸(木曾岬町) 加路戸

24.11~12月  
実施計画を作成  
占用者は整理集約

25.1~3月  
占用者から管理者  
(漁協・地元等)へ事前説明を実施

変形護岸等の占用許可施設に係る係留等実態調査結果とりまとめ

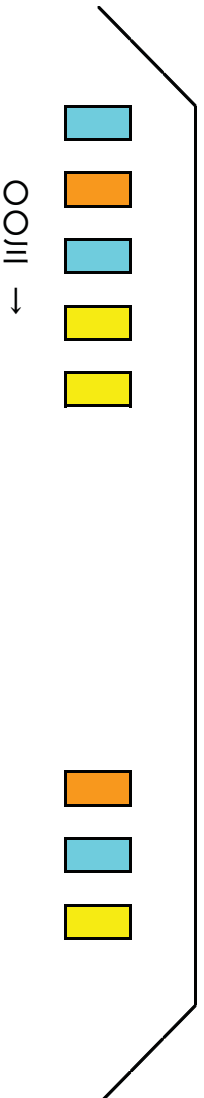
変形護岸整理集約スケジュール



### 整理集約イメージ 1

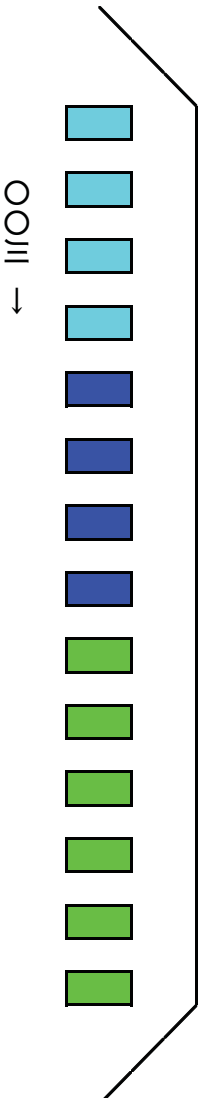
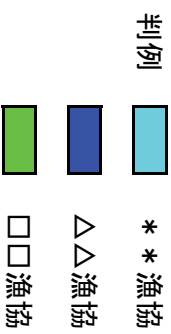


保留可能隻数: 〇〇隻(実保留数: 〇隻)



1. 使用(利用)規約の作成。
2. フリジヤーボート等及び未許可船(不明船)については、平成25年3月末までに移動・撤去の予定。
3. \* 漁協については、不使用船の整理をし上流側への集約を促す。また、〇〇施設から本施設への移動希望者(1隻)について受け入れ。
4. \* 漁協の整理・集約後、空きスペースに△△漁協・□□漁協の不法係留船を受け入れ。

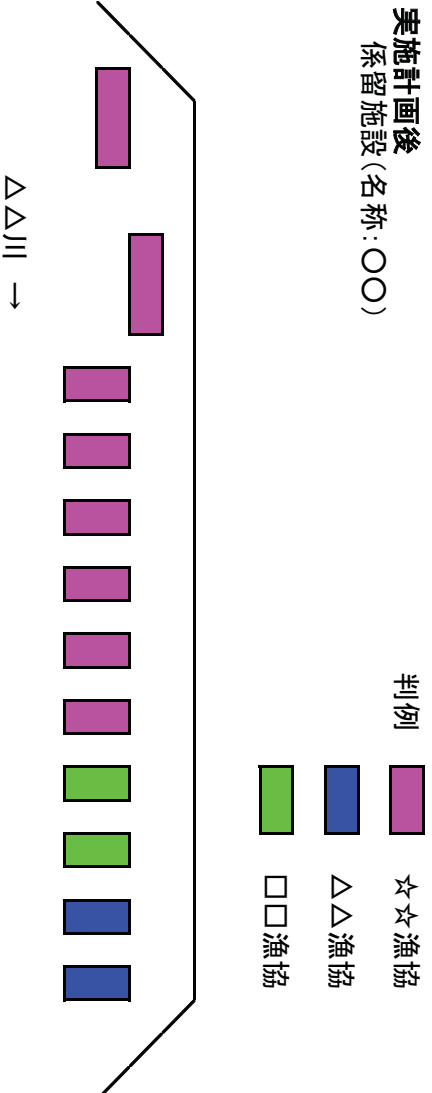
### 実施計画後 保留施設(名称: xx)



## 整理集約イメージ 2



- △△川 →
1. 使用(利用)規約の作成。
  2. フリジャーボート等及び未許可船(不明船)については、平成25年3月末までに移動・撤去の予定。
  3. \* \* 漁協については、移動希望があるため××施設へ移動。
  4. ☆☆漁協の係留者(上流部)からの要望(浚渫・長尺船の係留)を受け、許可を受けた後部分的に浚渫を実施した後、係留方法の一部変更を行う。
  5. 空きスペースに△△漁協・□□漁協の不法係留船を受け入れ。

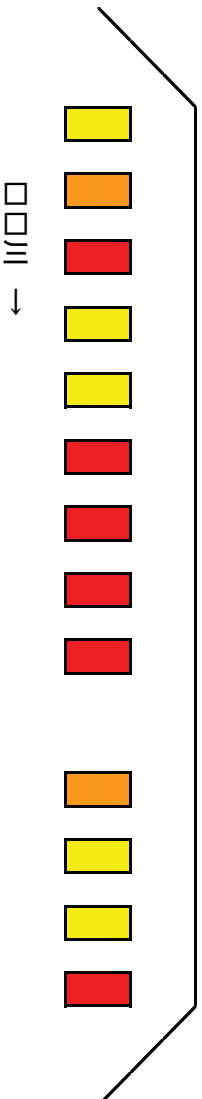




### 整理集約イメージ 3

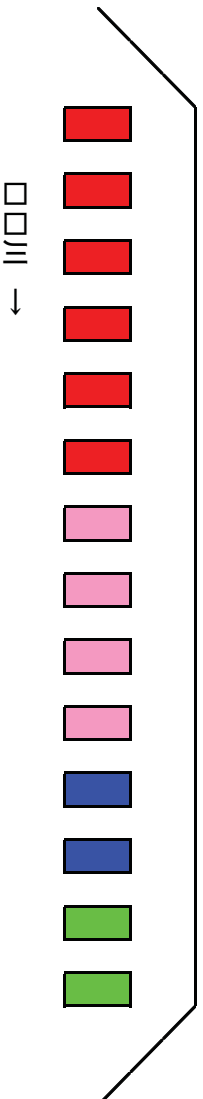
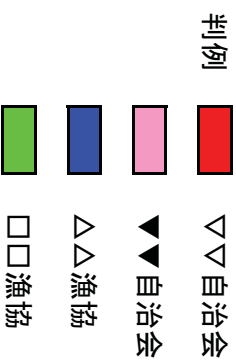


保留可能隻数:〇〇隻(実保留数:〇隻)



1. 使用(利用)規約の作成。
2. フリジヤートボート等及び未許可船(不明船)については、平成25年3月末までに移動・撤去の予定。
3. 自治会については、不使用船の整理及び使用許可名義のみで未使用のスペース等を整理し上流側への集約を促す。  
また、近隣の自治会(4隻)については、保留実績を勘案し本施設への集約を促す。
4. 施設については、自治会(4隻)については、保留実績を勘案し本施設への集約を促す。  
又は、施設については、自治会(4隻)については、保留実績を勘案し本施設への集約を促す。  
又は、施設については、自治会(4隻)については、保留実績を勘案し本施設への集約を促す。
5. 空きスペースに漁協・漁協の不法保留船を受け入れ。

### 実施計画後 保留施設(名称:◇◇)



保留施設(名称:◆◆) **占用廃止又は新たな必要により再占用**

